

生徒心得

第1章 礼儀

1. 礼儀は、人間関係や社会生活の秩序を維持するために、人が守るべき行動様式である。
2. 周囲の人間に対して気持ちの良い挨拶を心掛ける。相互に尊敬し合い、思いやりの心を持って生活する。
3. 生徒相互においても、互いの人格を尊重し、節度ある言動を心掛ける。

第2章 校内生活

1. 始業は8時28分である。始業10分前には登校し、授業の準備をする。
2. 登校後は、放課後まで許可なく外出してはならない。やむを得ず外出する場合は、H R担任の許可を受け、外出許可証を携帯する。
3. 取得物、紛失物があつた場合は、H R担任に届け出る。
4. 校内外を問わず、生徒のみの集会を開く時は、H R担任に届け出る。
5. 下校時刻は16時40分である。それ以後は部活動および公用など特別の理由のない限り、残留は認めない。
下校時刻以後に部活動等を行う場合は、関係教師の指導を必要とする。活動時間は原則として次の通りである。
 - 1 夏の部活動終了時刻(4月1日～9月30日) 平日19時
 - 2 冬の部活動終了時刻(10月1日～3月31日) 平日18時30分
6. 遅刻者は登校後に職員室で「遅刻入室許可証」を記入し、職員サインを受け、教室で教科担当者に提出する。授業終了後、H R担任と連絡を取る。
7. 校有物は全校生徒が使用するものなので、大切に使用する。破損することがないように注意する。
8. 校舎、校具を破損した場合は、「破損届」をH R担任、管理責任者を通じて事務室に提出する。
校有物を破損した場合は、基本的には損害を弁償しなくてはならない。
9. 政治的活動について
 - (1) 学校の教育活動(授業、生徒会活動、部活動等)の場を利用した選挙運動政治的活動については、すべて禁止とする。
 - (2) 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限または禁止とする。
 - (3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと、判断して行うこと。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限または禁止することがある。

第3章 通学並びに校外生活

1. 登下校の際は、交通法規・公衆道徳を厳守し、高校生としての自覚を持ち、責任ある行動を取る。
2. 不健全な施設への出入り、飲酒・喫煙をしないこと。

第4章 保健

1. 学校生活における保健衛生
 - (1) 校舎内外は常に清潔に保つこと。
 - (2) 学校における健康診断の結果、身体に異常を認められた場合は、すみやかに医師の治療を受ける。
 - (3) 登下校時および学校内において、病気または負傷した時はすみやかにH R担任に連絡し、

応急の手当てを受ける。

(4) 自宅又は近隣において、感染症発症の時はすみやかに学校に連絡し指示を受ける。

2. 災害共済給付（日本スポーツ振興センター）

生徒は全員加入し、学校において負傷、疾病、廃疾および死亡の場合は、災害共済給付を受けることができる。

(1) 災害範囲は主に負傷で、その原因である事故が学校の管理下（登下校中も含む）において発生したもの、ただし、療養に関する費用が、1,500 円以上のものに限る。

(2) 給付の種類と額は、健康保険法に基づく診療報酬の額の 10 分の 3 または、10 分の 4 に相当する額を支給する。

(3) 月はじめより月末までの 1 ヶ月毎に書類を提出して給付を受ける。書類の提出は災害を翌月の 10 日までに保健室まで提出すること。

第5章 「願い」・「届け」について

1. 掲示の必要があるときは、掲示内容、責任者氏名、掲示期間等を生徒支援課に申請して許可を得る。

2. 「願い」および「届け」は書式に準じて全て保護者が署名、又は捺印のうえ、HR 担任を通じて校長に提出する。「願い」「届け」を出さなければならない場合は次の通りである。

(1) 学校保健法第12条12により出席停止となった時。（インフルエンザを除く）

(2) 住所、姓名、保護者保証人を変更した時。

(3) 退学、転学、休学の時。

(4) アルバイトをする時。

3. 証明書の発行申請について

通学証明書、在学証明書の発行を希望する者は、昼休み終了時まで事務室に申し出て、放課後に交付を受ける。

4. 学校学生生徒運賃割引証（学割）の発行申請について

HR 担任に申し出て事務室で交付を受ける。

諸規定・規約

1. 賞罰規定（抜粋）

- (1) 学則第 33 条により次の各項に該当する者は表彰する。
 - ① 特に本校の名誉をあげた者。
 - ② 皆勤した者。（ただし兄弟等の結婚式の欠席は認める）。
 - ③ 生徒会活動に貢献した者。
 - ④ 成績が向上した者、部活動で実績を挙げた者、善行のあった者。
学校活動奨励賞 一年時 羽撃 二年時 躍動 三年時 飛躍 の各賞を与える。
- (2) 学則第 34 条により必要と認めるときは懲戒する。懲戒は退学、停学、謹慎、訓告として、退学は次に該当する場合に限る。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - ② 学力劣等で改善の見込みがないと認められた者。
 - ③ 正当な理由がなく出席常でない者。
 - ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

2. 出席取扱規定（抜粋）

- (1) 出欠席の取り扱い
 - ① 授業日は校長が定める。
 - ② 出欠席の調査は授業・特別活動・その他の学校行事の時限を単位として行う。
 - ③ HR 出席については次のように定める。
 - (ア) 出席しなければならない日の日課時間全てに出席しなかった場合を欠席とする。
 - (イ) 出席しなければならない日の始業合図後に入室した場合を遅刻とする。
 - (ウ) 出席しなければならない日の途中まで出席し、以後出席しなかった場合を早退とする。
 - (エ) 校長の許可を受けて、特別活動に参加するために授業を欠く場合は、公認欠席として、出席扱いとする。
 - ④ 教科出席については次のように定める。
 - (ア) 授業に出席しなかった場合は、理由の如何にかかわらず欠課とする。
 - (イ) 授業の過半を欠くものは欠課とみなす。
 - ⑤ 忌引の日数は次のように定める。
父母 7 日、兄弟姉妹 3 日、祖父母 3 日、同居の曾祖父母、伯叔父母 1 日以内、ただしその為の往復日数を加算できる。
 - ⑥ 出席停止とは次に該当するものをいう。
 - (ア) 学校教育法第 11 条による懲戒のうち停学となった場合。
 - (イ) 学校保健法第 12 条による隔離その他の場合および同法第 13 条により臨時に学年の中の一部または全部の休業を行った場合。
 - (ウ) 非常災害や交通機関等の事故または保護者の責任に帰すことができない理由で欠席した場合。
 - (エ) 進学・就職試験等（就職のための会社見学、進学のための健康診断等も含む）を受験するため出席できなかった日で、校長が出校しなくてもよいと判定した場合。
- [注] 出席しなければならない日数とは、授業日数から⑤⑥の日数を引いたものである。

3. 服装規定

- (1) 制服は、学校を象徴するものであるから、常に品位のある着こなしをしなければならない。
- (2) 制服は、正しく着用し、ブレザーやスカートの丈をつめるなどして加工してはならない。その場合は卒業まで預り指導とする。

- (3) 冬服の場合、ワイシャツ、ブラウスの第1ボタンを必ず留め、常にネクタイ・リボンを着用する。
- (4) 夏服の場合、学校指定のポロシャツを着用し、第2ボタン以下は必ず留める。
- (5) 防寒コートを着用する場合は、黒・紺・グレーを基調とした華美でない機能的なものとする。
- (6) 通学用の履物は、黒または茶の革靴（合成皮革を含む）とし、運動靴の使用も可とする。
- (7) 冬季のブレザーの内側に着るセーター類は学校指定のベスト・セーターのみ許可する。
- (8) ブレザーなしでのベストとワイシャツ・ブラウスの組み合わせを認める。

	A	B
正 装 冬	ブレザー シャツ（水色ストライプ） ズボン ネクタイ ソックス	ブレザー ブラウス（水色ストライプ） スカート リボン ソックス
防 寒	指定のベスト・セーター 黒または紺の無地のタイツを着用してもよい。	
正 装 夏	ポロシャツ（白かブルー） ズボン ソックス	ポロシャツ（白かブルー） スカート ソックス
備 考	スラックスはベルトを使用する。	

4. 交通に関する規定

- (1) 免許取得について
 - ① 原付免許並びに自動二輪免許の取得は禁止する。取らない、買わない、乗らない。
 - ② 普通免許取得については3年生に対し別途考慮する。
- (2) 自転車通学について
 - ① 自転車で通学する者は、許可願を提出すること。
 - ② 許可の条件
 - (ア) 学校の許可基準に沿った自転車であること。
 - (イ) 自転車は常によく整備し、安全運転に心がける。
 - (ウ) 許可ステッカーを必ず貼ること。
 - (エ) 変形ハンドルは禁止とする。
 - (オ) 学校では駐輪場の所定の場所に置き、必ず施錠すること。
 - (カ) 命を守る為、ヘルメットの着用を推奨する。なお、令和8年度以降の入学生は、所持していることが必須となる。

5. 頭髪規定

髪の色は常識をわきまえた長さとし、清潔に保つこと。頭髪には、あらゆる技巧を施さないこと。

6. アルバイトに関する規定

(1) アルバイトを始める場合、次の書類を確認した上で届け出る。

- ① アルバイト届（本人の希望及び保護者の許可）
- ② 事業者（雇用主）の「アルバイト受入承認書」

(2) 開始時期

- ① 1年生は夏休みからとする。
- ② 2、3年生は特に制限なし。ただし、新年度も同じ事業所でアルバイトを継続する場合は、継続の手続きをすること。

(3) 期間

- ① 学期中の土、日曜日、祝日および家庭学習日。但し、定期テスト1週間前は除く。
- ② 長期休業中。＊始業日の3日前からは自粛し、新学期の準備にあてる。

(4) 時間

- ① 午前8時から午後8時までの中で、1日8時間以内。
- ② 宿泊をとまなうものは禁止。

(5) 内容 次のものには従事できない

- ① 危険性の高いもの（重量運搬、高所作業、危険物取扱他）。
- ② 風紀上好ましくないもの（ゲームセンター、カラオケ等）。
- ③ 酒類の提供を伴う接客（レストラン、食堂等酒類の販売が主ではない場所は勤務時間厳守で許可）。

(6) 事故補償

- ① アルバイト中の事故の補償は、雇用主が行うことを確認する。
- ② アルバイト中に何らかの問題が生じた場合は、雇用主と保護者で連絡を取り対応する。

(7) 成績および出席

以下の状況が発生した場合、担任および保護者が相談のうえ、アルバイトを自粛または中断して学業を優先させることもある。

- ① 学期末の成績に欠課補充科目がある場合。
- ② 学期末の成績に成績不振科目または授業態度不良科目がある場合。

(8) 報告書

- ① 長期休業中にアルバイトに従事した場合は、学期はじめに「アルバイト報告書」を必ず提出する。